

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 結核予防法施行細則の一部改正
- ◇告示 山村振興地域の指定
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録まつ消
- 種畜証明書の書換交付
- 種畜の廃用
- ◇教委規則 鳥取県教育研究所規程
- ◇公安規則 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所
の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関
する規則の一部改正
- ◇公告 改良普及員資格試験の合格者

規 則

結核予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年二月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第七号

結核予防法施行細則の一部を改正する規則

結核予防法施行細則（昭和二十八年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条見出しを次のように改める。

（指定の申請）

第十八条を次のように改める。

（医療機関の変更）

第十八条 患者票の交付を受けたものが現に医療を受けている病院又は診療所を変更しようとするときは別記様式第二十号による届書を住所地を管轄する保健所長を経由して知事に提出しなければならない。

別記様式第十三号、別記様式第十五号及び別記様式第二十号をそれぞれ次のように改める。

別記様式第十三号

医 療 機 関 指 定 申 請 書

結核予防法第三十六条の規定による医療機関として指定を受けたいので申請します。

なお、指定を受けた上は結核予防法第三十六条第二項の規定に基づく結核予防法指定医療機関医療担当規定（昭和二十六年十月厚生省告示第二百二十三号）及び同法第三十九条に規定する診療報酬により同法に定めるところに従つて同法の医療を担当します。

昭和 年 月 日

病院若しくは診療所又は薬局の名称

病院若しくは診療所又は薬局の所在地

病院若しくは診療所又は薬局の開設者

住 所

氏

名

鳥 取 県 知 事 氏 名 殿

別記様式第十五号

結核予防法第三十四条の規定に基づく医療費公費負担申請書

結核予防法の規定により下記診断書を添えて医療費公費負担を申請する。

法第22条届出年月日	○ ○
申請回数	回目
承認回数	回目

昭和 年 月 日

申請者 住 所 氏 名

鳥 取 県 知 事 氏 名 殿

患者との関係

患者の保険区分 健保（本、家）、船保（本、家）、共済（本、家）、日雇、労保、労災、国保、生保等

診 断 書

（結核予防法施行規則第23条による。）

別記様式第二十号

医療を受ける病院（診療所）変更届

結核予防法施行規則第二十三条第五項の規定により医療機関を次のとおり変更したいのでお届けします。

現在医療を受けている病院（診療所）	所在地	患者			変更する理由	変更する予定年月日
		名称	住所	氏名		
新たに医療を受けようとする病院（診療所）	所在地	名称	住所	氏名	生年月日	年 月 日

昭和 年 月 日

申請者 住 所

鳥 取 県 知 事 氏 名 殿

氏

名 印

附 則

この規則は、昭和三十二年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十八号

新農山漁村建設総合対策要綱（昭和三十一年四月六日閣議決定）に基く山村振興対策要領第二の二の規定により、昭和三十一年度山村振興地域を次のように指定する。

昭和三十二年二月二十六日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

農林漁業
地域番号

山村振興地域名

市町村名一 地 域 の 範 囲

二三	国府地域	国府町	宇倍野村、成器村、大茅村
三一	用ヶ瀬	用ヶ瀬町	用ヶ瀬町、大村、社村
三二	佐治村	佐治村	佐治村
三四	智頭町西部	智頭町	智頭町、富沢村、土師村、那岐村
四一	三朝町北部	三朝町	三朝町、三徳村、小鹿村
四二	三朝町南部	三朝町	竹田村、旭村

四三	関金町	山守村、矢送村、南谷村
五七	西伯町	東長田村、上長田村、法勝寺村、大田村、天津村
五八	溝口町	溝口町、二部村、日光村の内大字吉原、大字大河原を除く
五九	江府町	米沢村、江尾町、神奈川村、日光村の内大字吉原、大字大河原
六〇	根雨町	根雨町、日野村

鳥取県告示第八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十三年二月二十六日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 （に）第四四八号	昭三一、一二、二七	椋田建設	東伯郡東郷町大字田畑二六〇	椋田 一夫
〃 第四四九号	〃 三二、一、二五	米村鉄工所	米子市博労町三丁目	米村 敏夫

鳥取県告示第八十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一

項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年二月二十六日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 （は）第三六〇号	昭二九、一二、二三	竹内建設	八頭郡家町久能寺三三八 一七〇	竹内 義国	昭三一、一二、一三
〃 第二〇一号	〃 二五	金市林産工業（株）	東伯郡東伯町金市二二六	近池 利勝	二五
〃 第二三三号	〃 二二	共 栄 組	〃 亀谷四四一	山崎 重平	二二
〃 第三六一号	〃 一三	平和住宅株式会社	倉吉市越中町一、七四〇	佐川 友好	一三
〃 第一九六号	〃 一一、二八	（有）北川組	米子市角盤町四丁目	北川 徳明	一一、二八

鳥取県告示第八十二号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和三十三年二月二十六日

種畜証明書番号	名 号	品 種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三一鳥取一第一九号	昭進	黒毛和種	鳥取県八頭郡船岡町 井上 英雄	鳥取県八頭郡智頭町 山村 武雄
〃 第二六号	日翠	〃	安部村 西村 忠生	郡家町 中本 金松

昭三一鳥取二第五号 時津 " 西伯郡大山村 遠藤 栄二 " 米子市別所 横山 頼介
" 第七号 日鹿 " " 所子村 野口宗一郎 " 上福原 鋪倉 忠夫
鳥取県告示第八十三号
次の種畜は廃用された。

昭和三十三年二月二十六日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

種畜証明書番号 名 号 品 種 飼養者住所氏名

昭三一鳥取二第二六号 井 岡 黒毛和種 鳥取県米子市諏訪 前田 巖
" 第三〇号 武 " " 別所 横山 頼介
" 第三一号 第三保命 " " 上福原 鋪倉 忠夫

教育委員会規則

鳥取県教育研究所規程

鳥取県教育研究所規程を次のように定める。

鳥取県教育研究所規程をここに公布する。

(この規則の目的)

昭和三十三年二月二十六日

第一条 この規則は、教育研究所の組織を定めるとともに、運営上必要な事項を規定することを目的とする。

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

(研究所の位置)

第二条 教育研究所の位置は、鳥取市である。

(研究所の所掌事務)

第三条 教育研究所においては、次の事務を行う。

- 一 教育に関する研究調査に関すること。
- 二 教育職員の研修に関すること。

(所長)

第四条 教育研究所に所長を置く。

2 所長は、上司の命を受け所属職員を指揮監督し、事務を掌理する。

(職員の職)

第五条 教育研究所に置く職員（臨時および非常勤の職員を除く。）の職は、次のとおりとする。

(吏員相当職員の職)

所 長
主 事

(その他の職員の職)

主 事 補

(所員の分掌事務)

第六条 所員の分掌事務は、所長がこれを定める。

2 前項の分掌事務を定めまたはこれを変更したときは、教育長に報告しなければならない。

(認可を受ける事項)

第七条 所長は、次の事項については、教育長の認可を受けなければならない。

- 一 所長の県外出張に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年二月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第二号

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡查駐在所及び巡查派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表 二

巡查駐在所、巡查派出所の名称、位置及び受持区域中

四八	春日村	春日村大字下新印	春日村
----	-----	----------	-----

四八	米子市上新印	米子市上新印	米子市のうち 上新印、下新印、豊田、十日市、高島、 東八幡、水浜、一部、和田、赤井手
----	--------	--------	--

に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和三十一年七月十日から適用する。

公 告

昭和三十一年度改良普及員資格試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十三年二月二十六日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 農業改良普及員資格試験合格者

福田 秀富	徳持順之輔
上田 弘美	下村 昌人
川上 一郎	漆原 敏行
藤田 常雄	人江 幸男
西川 修	平木 頼和
奥田 満	赤井 美文
加納 寛康	栗原 公明
鈴木 孝明	静間 勇
谷 幸彦	奥田純一郎

二 生活改良普及員資格試験合格者

永島 敏子 中島 靖恵

中尾 昌代	深水美佐子
新野 恒子	広谷 良子
浜部みね子	坂野 睦愛